

令和5年9月14日

J∞QUALITY 承認・登録企業各位

一般社団法人日本アパレル・ファッショング産業協会
理事長 鈴木恒則

J∞QUALITY ロゴマークの使用違反について
～転用及び使用ルール徹底のお願い～

拝啓 関係者各位におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、常日頃より、当協会の活動についてご協力をいただきありがとうございます。

先日、消費者から当協会への問い合わせにより、J∞QUALITY ロゴマークを、当協会に事前申請することなく、WEBサイトに無断転用していた企業の存在が明らかになりました。

ご存じのとおり、J∞QUALITY ロゴマークをWEBサイト、展示会やカタログ等で転用するためには、当協会に対して申請が必要です（J∞QUALITY 事業規約第8条第5項）。J∞QUALITY ロゴマークの転用及び使用について、今一度、J∞QUALITY 事業規約及びロゴマークマニュアルをご確認いただき、ご不明な点がございましたら当協会にお問い合わせください。

また、今回の無断転用が発覚した経緯は、消費者から当協会に対する問い合わせによるものでした。J∞QUALITY 事業は、皆様方のご理解とご賛同に支えられ、消費者からの信頼を獲得し、本日まで継続・発展することができています。事業規約に従わない事業者がいることによって、J∞QUALITY 事業にご賛同いただいている他の企業様にご迷惑をおかけすることはもちろんのこと、より懸念されることは消費者からの信頼を損なうおそれがあるということです。

J∞QUALITY 事業の趣旨及び目的を、改めて今一度ご理解いただきたく、本書面をもって周知させていただきます。

敬具